令和７年度　十日町市立吉田中学校　いじめ防止基本方針

はじめに

この十日町市立吉田中学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律71号以下「法」という。)第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

１　いじめの防止等のための基本的な方向

⑴　いじめに対する基本的な考え方

①　いじめの定義

いじめ及びいじめ類似行為の定義 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍す

る学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理

的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象

となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。(「法」第２条）「いじめ類似行為」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該児童生徒等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」と定義する(「条例」第２ 条) ※以下、「いじめ」とはいじめ類似行為も含む。

②　基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

③　いじめの禁止

いじめは、誰もが行ってはならない行為である。

④ 学校の責務

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

⑵　いじめ防止等のための取組方針

①　いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。

②　いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。

③　校内研修等において、学校基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

⑶　いじめ防止等の対策のための組織の取組及び措置

①　設置の目的

法第22条を受け、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ防止対策委員会」 (不登校対策を兼ねる)を設置する。

②　構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

③　役割内容

ア　学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ　いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ　いじめの疑いに関する情報や問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ　いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、維持等の情報の迅速な共有、関係のある 生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

④　取組

ア　いじめの早期発見に関すること。(週1回のアンケート調査、定期教育相談・チャンス相談等)

イ　いじめの未然防止に関すること。

ウ　いじめを生徒や保護者、地域住民の理解を深めること。

エ　会議は、生徒指導部会を週1回開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

オ いじめの認知から３か月を目安に、いじめの経過を把握し、解消しているかどうかを判断する会議を開催する。

⑤　いじめ発生時の措置

ア　いじめの疑いがある場合、当該職員は、速やかに関係する生徒の学年部職員と管理職・生徒指導主事に報告する。必要があれば管理職は速やかに「いじめ対策委員会」を招集し、いじめ対策会議で対応方針を協議・決定する。

イ　決定した対応方針に基づき、学年部職員は該当生徒から聴き取りを行う。

ウ　管理職は「いじめ対策委員会」を招集し、いじめ対策会議で聴き取り内容の共有、今後の対応方針（いじめ被害が疑われる生徒への支援方針、保護者への連絡内容・方法、関係生徒への支援・指導方針、加害が疑われる生徒への指導方針）を協議・決定する。

エ　全教職員にいじめ対策会議で確認した事実や決定した対応方針の共有を行う。

オ　決定した対応方針に基づき、学年部職員は当該生徒に対応する。

カ　市教育委員会に報告・相談する。

キ　いじめを受けた生徒の保護者にはその日のうちに家庭訪問を行い、事実と当面の対応策を説明(複数で)して保護者の理解を得るとともに、今後の学校との連携について誠心誠意伝え、理解を得る。また、いじめを行った生徒の保護者に対しても同様の対応を行う。

◇被害生徒の保護者への対応５段階

・学校側から本件について謝罪する。

・学校が把握した事実を伝える。

・いじめが行われていた間の家庭での様子を聞く。

・保護者の思いを傾聴する。

・今後の方針を伝える。

◇加害生徒の保護者への対応５段階

・いじめの加害行為があったことを伝える。

・学校としていじめを発生させたことを謝罪する。

・必要に応じて、家庭での様子を聞く。

・原則として被害者側に謝罪してもらうように促す。

・今後の方針を伝える。

ク　いじめ認知の３か月を目安にいじめ対策委員会で、経過と解消について判断する。

ケ　関係生徒に対しては、学級指導、全校集会、部活動等において、他の生徒とその保護者に対するプライバシーに特段の配慮をし、当該事案の説明及び指導を行う。

⑷　家庭・地域との組織的な連携、協働

①　保護者への意識啓発 (法における保護者の責務等第９条)

ＰＴＡ総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校の基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。

②　情報発信及び基本方針の周知

いじめ見逃しゼロスクール集会などの様子等を学校だより、ホームページ等に掲載する。

③　学校運営協議会との連携・協力

いじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携の協力による取組を進める。

⑸　関係機関等との連携

①　警察、児童相談所、市教育委員会、関係機関等との連携

②　中学校区幼保小中の連携の強化

２　いじめ防止等のための具体的な取組

⑴　いじめの未然防止のための取組

①　分かる授業づくり

②　人権学習強調月間(６月、11月)での取組

・全学年での人権にかかわる集会

・「生きる」を活用した授業

③　道徳教育の充実(道徳教育全体計画・道徳教育における学級における指導計画)

④　社会性の育成

・WEBQU検査の結果に基づいた学級づくり

・望ましい人間関係づくりトレーニング（SST）の導入。

・小学校との連携と交流を深め、小学校からの９年間を見通して社会性の育成を行う。

・地域の人々との交流活動(地域貢献活動、地域人材を活用した授業、YOSHIDA祭、地区民体育祭等への参加)

⑤　生徒会を中心にしたいじめ防止に関する活動

・応援団によるあいさつ運動 　・いじめ見逃しゼロにかかわる各専門委員会の取組

⑥　中1 ギャップ解消の取組

・小中が連携し、各分野で交流を図る。(体験入学、陸上交流会、あいさつ運動等)

⑦　日常的な職員間の連携・情報交換

⑧　インターネットを通じて行われるいじめへの対策

・生徒及びその保護者に対して授業や入学説明会等の機会に実施する情報モラル教育及び普及啓発が、より効果的に行われるように関係機関等と連携して支援する。

⑵　いじめの早期発見のための取組

①　生徒の状況把握 (日常の観察、ふれあいアンケート(毎週木曜日実施))

②　教育相談の充実 (キャリアパスポートの活用)

③　保護者、地域との連携 (電話での定期連絡・家庭訪問、学年だより、地域からの情報等)

⑶　いじめへの即時対応の取組

①　市教育委員会への報告

②　組織を活用した状況調査

③　いじめられている子どもの保護

④　いじめをしている子どもへの指導

⑤　いじめられている子どもの保護者への対応

⑥　いじめをしている子どもの保護者への対応

⑦　その他の生徒に対する対応

３ 重大事態への対応

⑴　重大事態とは

①　生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

生徒が自殺を企図した場合、金品等に重大な被害を被った場合、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定

②　いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(年間30日を目安。 一定期間連続して欠席しているような場合なども含む。)

⑵　重大事態発生時の対応

①　直ちに警察へ相談・報告を行う他、適切に援助を求める。

②　市教育委員会への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

⑶　学校が調査主体となった場合の対応

①　組織による調査体制を整える。

②　組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

③　いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

④　調査結果を市教委に報告する。

⑤　市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

⑷　学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

※　生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が 「いじめの結果ではない」 あるいは 「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

⑸　記録の保存

調査、報告資料等の記録は５年間保存する。生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。